

## 船舶事故調査報告書

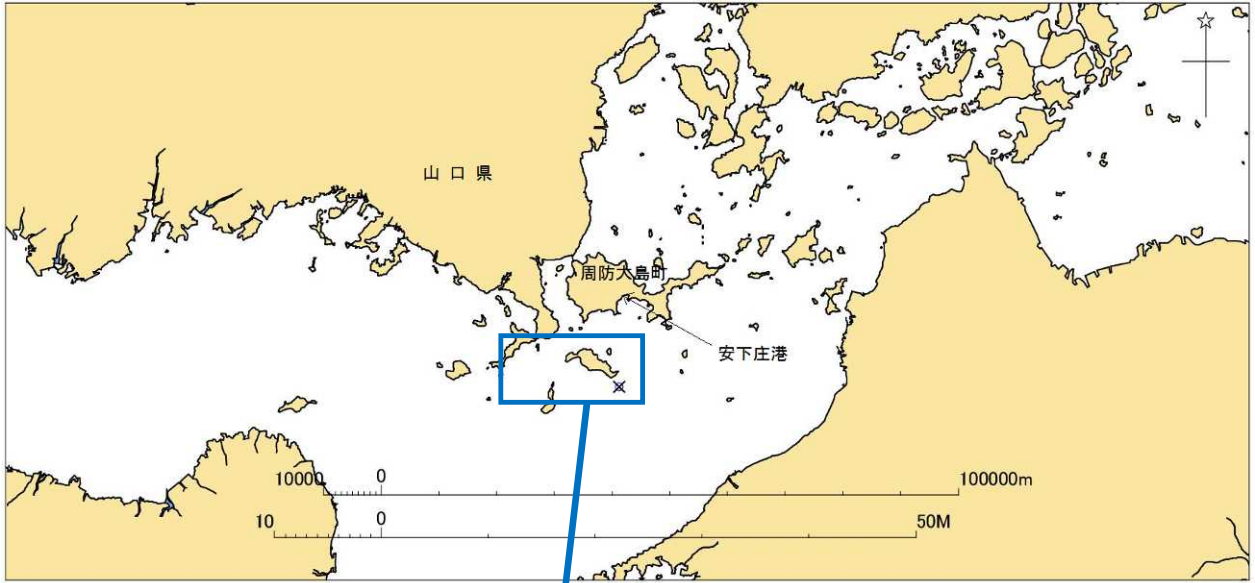
平成29年12月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月29日 08時45分ごろ
発生場所	山口県柳井市平郡島南東方沖 平郡沖ノ瀬灯標から真方位117° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33°45.4′ 東経132°16.5′）
事故の概要	漁船大栄丸は、航行中、また、漁船第二福吉丸は、操業しながら北西進中、両船が衝突した。 第二福吉丸は、船長が負傷し、右舷中央部に破口等を生じ、また、大栄丸は、船首部に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 大栄丸、4.6トン YG3-53309（漁船登録番号）、個人所有 11.24m（Lr）×3.31m×0.90m、FRP ディーゼル機関、301kW、昭和63年2月17日 B 漁船 第二福吉丸、4.54トン YG3-46383（漁船登録番号）、個人所有 10.77m（Lr）×2.44m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和56年4月17日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和58年12月21日 免許証交付日 平成26年5月1日 （平成30年12月24日まで有効） B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月26日 免許証交付日 平成26年2月27日 （平成32年1月29日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

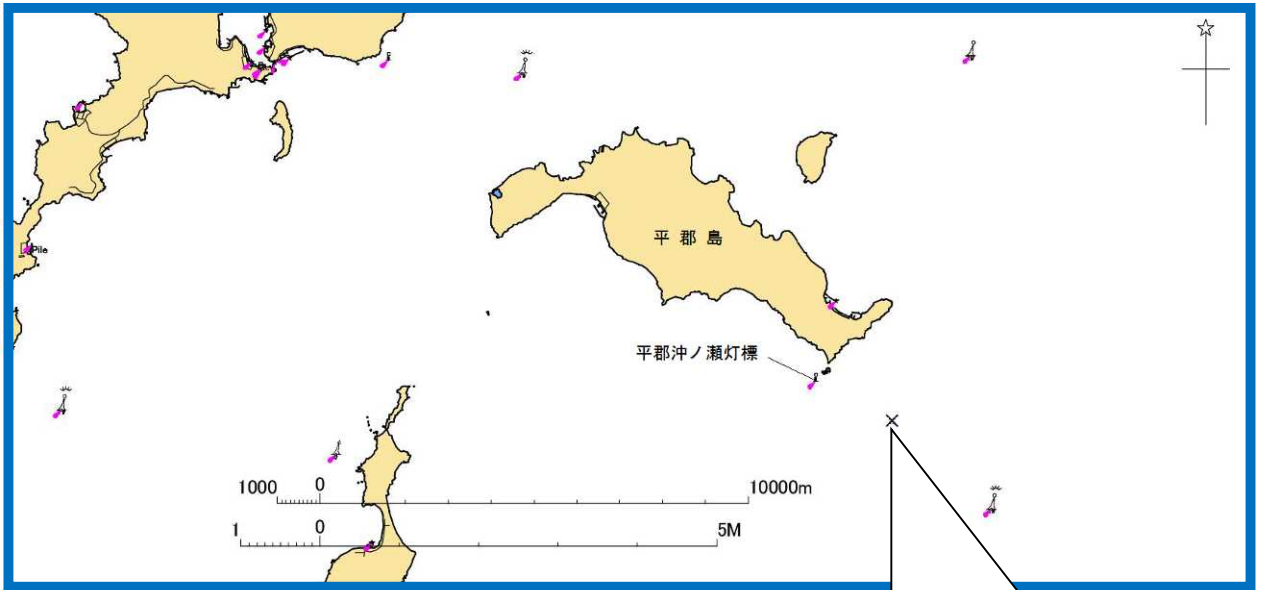
<p>損傷</p>	<p>A 船首部に擦過傷等 B 右舷中央部に破口等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、平郡島南東方沖において、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、たちうお漁の目的で、平成28年9月29日05時30分ごろ山口県周防大島町安下庄港<sup>すおうおおしま あげのしょう</sup>を出港し、平郡島南東方沖の漁場に到着した後、僚船と共に操業を行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが、後部甲板で漁具の繰り出しローラの横に立ち、3回目の投縄作業を行いながら、リモコン操舵により約3km/hの対地速力で北西進中、右舷正横約40mのところに、接近するA船を認め、慌てて主機を中立運転として操舵室の左舷側に逃れた後、その右舷中央部とA船船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、身体を甲板上に投げ出された後、漁業無線で僚船に乗っている親族にA船と衝突した旨を連絡し、無線を傍受して来援した他の僚船によって安下庄港に運ばれ、救急車で病院に搬送されて左鎖骨骨折等と診断された。</p> <p>船長Bは、所属する漁業協同組合に、海上保安庁への本事故発生の通報を依頼したので、通報されたものと思っていたが、同組合は通報を行っていなかった。</p> <p>本事故の発生は、発生から約20日経過後、第三者によって、海上保安庁に通報された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、周囲に僚船が沢山いたので、B船に向かって来る船はいないものと思い、後部甲板で投縄作業に注意を向けていた。</p> <p>B船は、スパンカーを張り、マストに黄色の回転灯を点灯していたものの、トロール以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、針が約80本付いた長さ約360mのはえ縄で、投縄作業には約7分を要していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし</p> <p>A船は、船長Aから情報を得られなかったため、A船の運航状況及び船長Aの行動については、明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、平郡島南東方沖において、投縄作業を行いながら北西進中、船長Bが、投縄作業に注意を向け、見張りを適切に行っていなか</p>

	<p>ったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、エンジンを中立運転としたものの、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、平郡島南東方沖において、航行中のA船と、操業しながら北西進中のB船とが衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投縄作業を行う場合でも、周囲にいる他の船舶との衝突を避けられるよう、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・トロール以外の漁ろうに従事している漁船は、法定の形象物を表示すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



拡大



事故発生場所  
(平成28年9月29日 08時45分ごろ発生)